

## 施策 1 自転車交通安全教育等（条例第11条関係）

### 1-1 学校における交通安全教育

#### 令和5年度取組の実績

- 交通安全教室の実施
  - ・ 小学校 : 全ての学校で実施（100%）
  - ・ 中学校 : ほぼ全ての学校で実施（97.6%）
  - ・ 高等学校 : 約7割の学校で実施（71.6%）
- PTAと連携した登下校指導
  - ・ 各学校において、全国交通安全運動の期間に合わせ、年に2～3回実施
- 管理職（教頭）対象の研修会における交通安全教育の推進の周知
  - ・ 各方部で実施



スクエアドストレイトを活用した交通安全教室

#### 現状と課題

- 高校生のヘルメット着用率が低い

#### 令和6年度取組の方向性（案）

- 引き続き、児童・生徒に対する自転車マナー向上も含め、学校と県警、PTA、地域等と連携した交通安全教室、登下校指導等の交通安全教育を推進
- 管理職（教頭）対象の研修会において、交通安全教育の推進を周知
- 各校の「安全教育担当者」を参集し、交通安全をテーマに「学校安全指導者養成研修会」を実施予定（R6は相双、県北、県南の3方部での実施を予定）



## 施策1 自転車交通安全教育等（条例第11条関係）

### 1-2 地域における交通安全教育

#### 令和5年度取組の実績

- 各種シミュレータ等を活用するほか、関係機関・団体と連携し参加・体験・実践型の自転車安全教室を実施

##### ・自転車シミュレータ

【実施回数】92回（前年比20回増）

【参加者数】5,419人（前年比1,292人増）

##### ・VRシミュレータ

【実施回数】28回（前年比2回増）

【参加者数】1,031人（前年比281人増）

##### ・スクエアドストレイト

【実施回数】7回

【参加者数】1,805人



自転車シミュレータを活用した交通安全教室

#### 現状と課題

- 「良好な自転車交通秩序の実現のための総合対策の更なる推進について」（警察庁通達）に基づく基本的な交通ルールの周知と遵守の徹底を図る交通安全教育推進

#### 令和6年度取組の方向性（案）

- 各種シミュレータ等を活用した参加・体験・実践型の自転車安全教室を実施



VRシミュレータを活用した交通安全教室

VRシミュレータを活用した交通安全教室についての案内（県警HPより）

**参加・体験・実践型交通安全講習会のご案内  
～自転車利用者向け（VRシミュレータ使用）～**

1. 概要  
安全・安心・快適な自転車利用のために、福島県警察と連携し、自転車利用者の安全意識の向上を図るため、交通安全講習会を開催いたします。

2. VRシミュレータ活用（体験型）  
警察庁が推進している交通安全教育、交通安全講習会（VRシミュレータ活用）を活用し、自転車利用者の安全意識の向上を図るため、交通安全講習会を開催いたします。

3. 講習会について  
場所：福島県警察本部（福島市）  
日時：10月10日（土）10時～12時  
参加費：無料です。（ただし、会場費がかかります。）

4. 申し込み方法  
福島県警察本部のホームページから申し込みをお願いします。

## 施策2 自転車点検整備及び防犯対策（条例第12条関係）

### 2-1 点検整備に係る広報啓発

#### 令和5年度取組の実績

- TSマークや車両の点検整備に係る広報啓発のチラシ・ポスター作成
  - ・ 若年層向け（ポスター（850部）、チラシ（20,000枚））  
【配布先】県内高等学校、自転車販売店等
  - ・ 高齢者向け（チラシ（74,000枚））  
【配布先】自転車販売店、運転免許センター、老人クラブ連合会等



#### 現状と課題

- 車両の点検整備にかかる更なる周知が必要

#### 令和6年度取組の方向性（案）

- 引き続き、関係団体と連携し、広報チラシ等により啓発を行う

### 2-2 自転車の防犯対策

#### 令和5年度取組の実績

- 毎月10日に実施している防犯活動の中で、自治体や防犯ボランティア等と連携し、自転車の盗難防止に係る活動を実施
- SNS等を活用した自転車の盗難防止対策の呼び掛け等を実施

#### 現状と課題

- 自転車の盗難被害は、令和6年4月末時点で346件（前年同期比131件増（60.9%増））
- 自転車盗難の約7割が無施錠による被害のため、自転車利用者に対して施錠を呼び掛けを実施する等、被害の傾向や被害状況を分析し、それに応じた対策が必要

#### 令和6年度取組の方向性（案）

- 自転車利用者及び自転車盗難被害の多い高校生の新入学生を対象として、自転車利用時の防犯対策等の講話を実施
- 大学教授等有識者と連携し、効果のある盗難防止対策を図る
- 毎月10日に実施している防犯活動の中で、自治体や防犯ボランティア等と連携し、自転車の盗難防止に係る活動を継続して実施
- SNS等を活用した自転車の盗難防止対策の呼び掛け等を実施



### 施策3 安全器具の使用（条例第14条関係）

#### 3-1 安全器具の使用に係る広報啓発

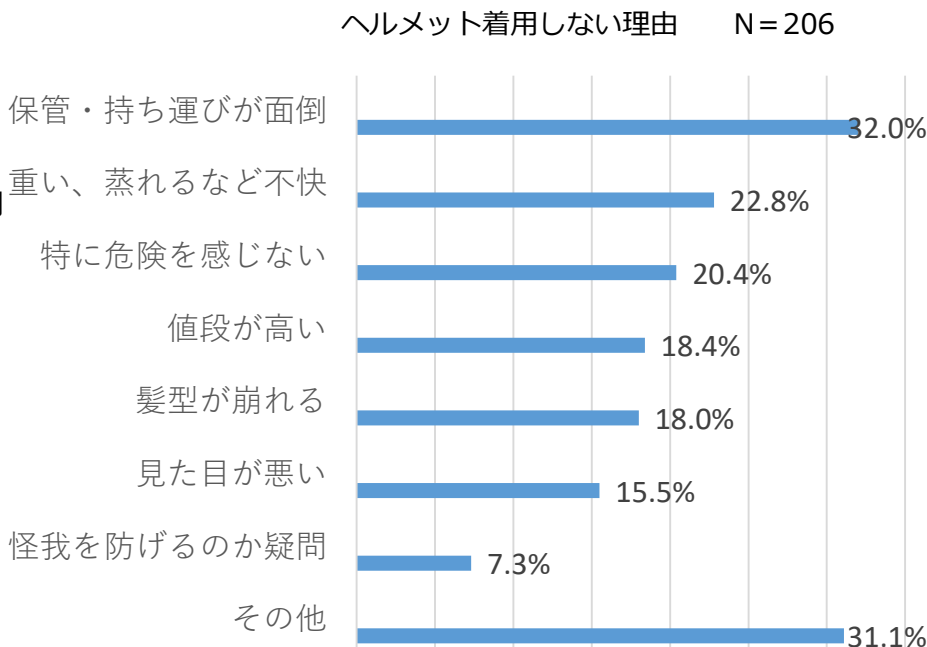
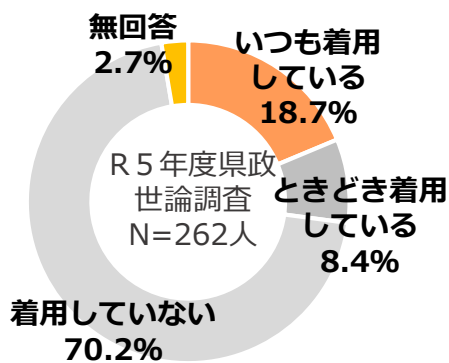
##### 令和5年度の取組の実績

- 全世代を対象とした広報啓発
  - ・CM放送、YouTube動画配信
  - ・新聞、県広報誌等での特集記事
  - ・自転車指導啓発重点地区・路線の選定、公表
  - ・「自転車ルール“守ロード”作戦」による啓発
  - ・知事、福島市長によるPR活動
  - 【実施場所】福島駅前通り等（R5.9.15）
- 若年層を対象とした広報啓発
  - ・モデル推進校の指定（福島商業、福島北）
  - ・若年層向けポスター（850部）、チラシ（20,000枚）の作成
  - 【配布先】県内高等学校、自転車販売店等
  - ・ノベルティグッズ（ペン約800本、消しゴム500個）の製作
  - ・母の会、損害保険協会等関係団体と連携した街頭啓発活動
  - 【実施場所】郡山駅前（R5.12.14）安積永盛駅前（R5.12.13）
- 高齢者を対象者とした広報啓発
  - ・高齢者向けチラシ（74,000枚）の作成
  - 【配布先】自転車販売店、運転免許センター、老人クラブ連合会等
  - ・損害保険協会等関係団体と連携した街頭啓発活動
  - 【実施場所】ヨークベニマル原町店（R5.9.26）



##### 現状と課題等（1）

- R5県政世論調査によるヘルメット着用率（R5.6.26～7.10）

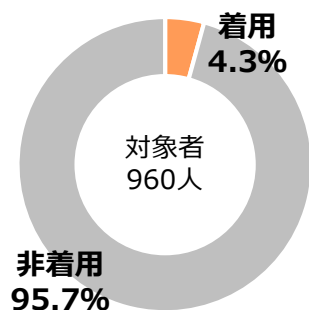


## 施策3 安全器具の使用（条例第14条関係）

### 3-1 安全器具の使用に係る広報啓発

#### ■ 現状と課題等（2）

- 県内自転車ヘルメット着用率（警察庁調べ（R5.7））



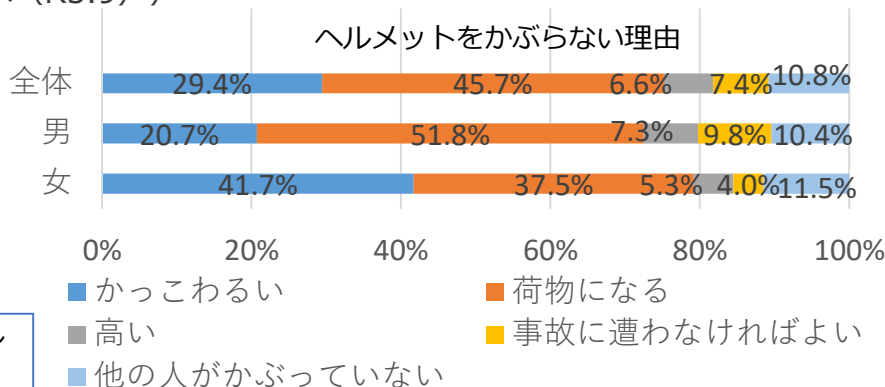
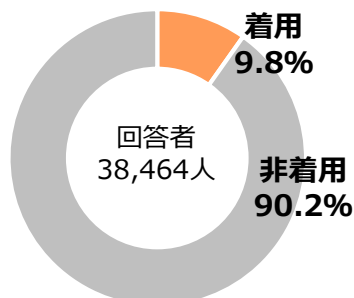
全国トップ3、ワースト3

順位	都道府県	着用率
1位	愛媛県	59.9%
2位	大分県	46.3%
3位	群馬県	43.8%

順位	都道府県	着用率
45位	秋田県	3.5%
46位	青森県	2.5%
47位	新潟県	2.4%

※ 全国平均13.5% 福島県はワースト5位

- 県内高等学校着用率（県警調べ（R5.9））



※校則又は自転車通学の条件としてヘルメットの着用を義務化している学校は、着用率が高い傾向がある。  
（学法石川高校などが校則で義務づけ）

- 県内自転車事故死傷者数（被害者）

	令和4年	令和5年	増減数
死者数	3	5	2
傷者数	315	316	1
重傷	61	69	8
軽傷	254	247	△7

- 自転車乗車中の交通事故による死傷者は若干であるが増加傾向
- 命を守るため、引き続き、ヘルメットの着用について啓発を行う必要がある

#### ■ 令和6年度取組の方向性（案）

- ヘルメットをかぶらない理由に着目した啓発活動
  - ・ 保管・持ち運びが面倒 → ヘルメットホルダーの紹介
- 関係機関と連携して、啓発チラシを配布のほか街頭啓発活動を実施
- 自転車シミュレータや関係団体と連携した交通安全教室を開催



施策4 自転車損害賠償責任保険等への加入義務化（条例第16～18条関係）

4-1 自転車保険への加入に関する情報提供、加入確認

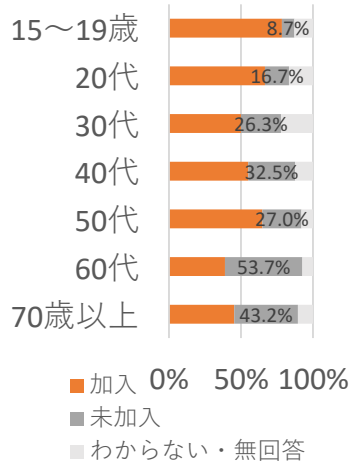
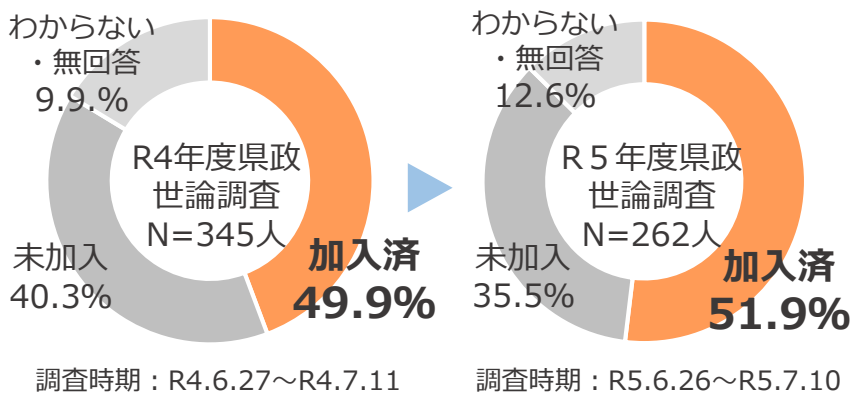
令和5年度の取組の実績

- 全世代を対象とした広報啓発
  - ・CM放送、YouTube動画配信
  - ・新聞、県広報誌等での特集記事
- 若年層を対象とした広報啓発
  - ・若年層向けポスター（850部）、チラシ（20,000枚）の作成  
【配布先】県内高等学校、自転車販売店等
- 高齢者を対象者とした広報啓発
  - ・高齢者向けチラシ（74,000枚）の作成  
【配布先】自転車販売店、運転免許センター、老人クラブ連合会等
  - ・損害保険協会等関係団体と連携した街頭啓発活動  
【実施場所】ヨークベニマル原町店（R5.9.26）



現状と課題等

- 県政世論調査結果による自転車保険加入率



- 令和7年度末の目標加入率75%（国の第2次自転車活用推進計画の指標）の達成に向け、特に未加入割合の高い高齢者を対象とした更なる周知が必要

令和6年度取組の方向性（案）

- 主に高齢者を対象者とした広報啓発
  - ・CM放送、YouTube動画配信、ラジオ放送
  - ・新聞、県広報誌等での特集記事
  - ・関係機関と連携してのチラシ配布
  - ・関係機関と連携しての街頭啓発活動の実施



## 施策5 道路環境の整備（条例第19条関係）

### 5-1 通学路に係る点検、自転車通行空間の整備

#### 令和5年度取組の実績

- 市町村教育委員会、学校、警察、管理者等と連携を強化し、通学路の交通安全の確保に取り組むよう啓発
- 普通自転車専用通行帯を県内に7箇所（規制）新設
- 自転車横断帯、特例特定小型原動機付自転車・普通自転車歩道通行可、一方通行規制等の見直しを推進

#### 現状と課題

- 市町村教育委員会、学校、警察、道路管理者等と連携した通学路の交通安全の確保
- 「良好な自転車交通秩序の実現のための総合対策の更なる推進について」（警察庁通達）に基づく自転車通行空間の整備推進

#### 令和6年度取組の方向性（案）

- 引き続き、市町村教育委員会、学校、警察、管理者等と連携を強化し、通学路の交通安全の確保に取り組むよう啓発
- 自転車に係る交通規制の実施・見直しに取り組むとともに道路管理者との連携強化を図り、自転車通行空間の整備を推進する。

### 5-2 その他

#### 令和5年度取組の実績

- 自転車走行環境の整備を推進するため、自転車走行環境整備計画案を作成

#### 現状と課題

- サイクリングルート上の案内看板や路面表示が未整備の区間が多く、走行環境を整備する必要がある

#### 令和6年度取組の方向性（案）

- 自転車走行環境整備計画を策定し、それに基づき、走行環境を整備していく